

第6回 戸塚区品濃町最終処分場検証委員会会議録

日時 平成18年8月25日(金) 午前10時から午前11時30分まで

開催場所 市庁舎 5階 特別会議室

出席者 (委員)

小賀野委員長、高井委員、田中委員、徳江委員
(横浜市)

産業廃棄物対策担当部長、産業廃棄物対策課長、他事務局11名 計17名

開催形態 公開 (傍聴者 4人)

- 決定事項
- 1 報告書は、委員長の指示の下、事務局が素案を用意し、委員の意見交換を経てまとめる。
 - 2 報告書作成にあたり、市民の苦情の状況や市会での議論の状況について、委員に報告する。
 - 3 他都市の先行事例の視察を実施する。

- 議事
- 1 事案の検証 (第5回検証委員会確認調査結果等)
 - 2 報告書の骨子について

(主な意見等)

<経理的基礎について>

- ・決算書から債務超過であり、事業の収入裏づけがなく、経理的基礎はないと考えるべきでは。

<措置命令と業許可>

- ・「措置命令の有無をもって施設の具備の判断はしない。」という国の見解の理由は何か。
- ・措置命令と業許可は別個のものかもしれないが、生活環境の保全に支障があるから措置命令が出されているのであり、総合的に考えるべきではないか。
- ・措置命令履行中の施設であることに対し、「おそれ条項」が適用できるかは、「おそれ条項」の適用がきわめて限定的であり、履行中であるとみなされている状況では困難ではないか。

<報告書骨子について>

- ・検証に必要な基礎的な資料がそろったので、報告書の作成に着手するものとする。
- ・市民の苦情や市会での議論の状況を資料編に入れたい。
- ・再発防止策は、他都市の先行事例を情報収集して分析してほしい。
- ・構成案は、固まったものではなく、作業を進める中で弾力的に修正していくものとする。
- ・委員長の指示の下、事務局において素案を用意し、委員の意見交換を経て報告書としてまとめる。
- ・検証のポイントとして、生活環境の保全と健全な産業廃棄物処理業の育成という行政目的の両立について指摘したが、両者のバランスは非常に難しい。
- ・本事案は、隠れて不法投棄をしたような他都市の事案とは異なる特徴がある。その違いも客観的に報告書で述べたい。そのための資料も充実させたい。
- ・再発防止策について、許可の判断の適正さを客観的に審査する仕組みとして、外部委員を含めた審査会や、外部有識者の意見を得ることは、行政手続法で求められる処理期間で実施するのは難しい面もあるかもしれない。

- ・先行事例の視察は非常に有意義なので、事務局で候補地を選択し、実施したい。
- ・許可の判断を誤ったかどうかということより、不適正な処理状況に対応しないことの方が問題で、許可した事業者の監督システムがどうであったか見る必要がある。

報告事項 1 第5回検証委員会会議録について

- 資料
- 1 確認調査結果（I 関係追加調査結果）
 - 2 経理的基礎関連資料（I 関係）
 - 3 報告書作成に係る委員意見等の取りまとめ結果
 - 4 報告書構成案
 - 5 第5回検証委員会会議録
 - 6 第2回技術検討委員会について